２０２３年度
在学採用版

奨学金情報誌

# ASIST

# 大学院・専門職大学院対象

## ○郵送先・申請期間

| | 研究科 | 郵送先 | 提出期間 |
|---|---|---|---|
| 駿河台<br>キャンパス | 【大学院】<br>法学、商学、政治経済学、経営学、文学、情報コミュニケーション、グローバル・ガバナンス各研究科<br>【専門職大学院】<br>ガバナンス、グローバル・ビジネス、会計専門職、法務　各研究科 | 〒101-8301<br>千代田区神田駿河台1-1<br>学生支援事務室 | ２０２３年<br>４月１１日（火）<br>～<br>４月１４日（金）<br>【申請期間最終日消印有効】 |
| 和泉<br>キャンパス | 教養デザイン研究科 | 〒168-8555<br>杉並区永福 1-9-1<br>和泉学生支援事務室 | |
| 生田<br>キャンパス | 理工学（※）、農学　各研究科 | 〒214-8571<br>川崎市多摩区東三田1-1-1<br>生田学生支援事務室 | |
| 中野<br>キャンパス | 理工学（※）、国際日本学、先端数理科学　各研究科 | 〒164-8525<br>中野区中野 4-21-1<br>中野教育研究支援事務室　奨学金係 | |

※理工学研究科生は所属するキャンパスへ申請してください。
※記載の内容は２０２３年１月現在のものです。貸与の基準や金額等については変更される場合がありますので、奨学金の利用を想定している年度の開始前（３月初旬以降）に、日本学生支援機構奨学金のＨＰにて改めて確認をしてください。
日本学生支援機構ホームページ　https://www.jasso.go.jp

目 次

個人情報の取扱いについて ---------- 1
はじめに ---------- 2
**春の定期募集奨学金～スケジュールと奨学金内容～**
２０２３年度春の定期募集について ---------- 3
日本学生支援機構奨学金について～申請・採用・返還・免除～ ---------- 5
日本学生支援機構奨学金申請資格についてＱ＆Ａ ---------- 13
**春の定期募集以外の奨学金～明治大学の奨学金～**
大学院生対象：明治大学大学院研究奨励奨学金Ｂ（給費） ---------- 14
明治大学大学院研究奨励奨学金Ａ（給費） ---------- 14
専門職大学院生対象：明治大学ガバナンス研究科給費奨学金 ---------- 15
明治大学グローバル・ビジネス研究科給費奨学金 ---------- 15
明治大学会計専門職研究科給費奨学金 ---------- 15
明治大学法務研究科給費奨学金 ---------- 16
**春の定期募集以外の奨学金～民間団体の奨学金～**
民間団体が取り扱う奨学金 ---------- 17
**春の定期募集以外の奨学金～緊急時の奨学金概要～**
日本学生支援機構奨学金　緊急・応急採用 ---------- 17
明治大学災害時特別給費奨学金（給費） ---------- 18
明治大学特別貸費奨学金 ---------- 18
**各種教育ローンのご案内**
国の教育ローン（日本政策金融公庫） ---------- 18
明治大学・金融機関提携「教育ローン」 ---------- 19
**春の定期募集奨学金の提出書類について**
提出書類と注意事項 ---------- 21
**奨学金事務取扱窓口**
各キャンパスの奨学金事務取扱窓口案内 ---------- 27
**懲戒処分を受けた場合の奨学金の取扱いについて（注意）** ---------- 28

# 個人情報の取扱いについて

明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」および本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金・学内奨学金の申請者および保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を以下の業務、利用目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことをお約束します。

１．業務内容

奨学金業務全般

日本学生支援機構奨学金・学内奨学金の申請、審査、推薦、採用、給付、貸与、奨学生資格継続審査、貸与奨学金返還等、奨学金に付随する全ての業務

２．利用目的

- ○ 日本学生支援機構奨学金・学内奨学金の申請に伴う審査、推薦、採用、給付、貸与、奨学生資格継続審査、貸与奨学金返還等の業務に際しての判断、決定のため
- ○ 日本学生支援機構の奨学事業全般を適切に遂行するため
- ○ 日本学生支援機構の事業執行に関する事項（現在または過去において、本学が推薦した奨学生への対応等）

３．個人情報提供先

- ○ 日本学生支援機構
- ○ その他、奨学金業務全般を適切、かつ、円滑に遂行するために、本学と契約を締結する第三者

以　上

**上記利用目的を確認、同意の上、奨学金の申し込みを行ってください。**
**なお、ここに示された利用目的以外については、「本学における保有個人データの利用目的について」（本学 HP に記載）の規定に準ずるものとします。**
https://www.meiji.ac.jp/bunsho/personal_inf/kojin_3.html

**※ いったん提出された申請書類は、返却しません。採用にならなかった場合は、定められた期間経過後、大学又は日本学生支援機構が責任をもって廃棄処分します。**

# はじめに

## 奨学金について

本学大学院には、明治大学独自の学内奨学金、日本学生支援機構奨学金、地方公共団体・民間団体が実施する奨学金など様々な奨学金制度があります。奨学金制度ごとに設置した目的を達成するために経済基準や学業基準が設けられています。本冊子の内容をよく読み、申請する奨学金を検討してください。

## 返還義務の有無について

奨学金には返還義務の有無によって、貸与型（卒業後返還が必要）と給付型（原則、返還不要）の区別があります。また、貸与型の奨学金（貸費奨学金）には、無利子のものと有利子のものがあります。申し込む奨学金がどちらの形態なのか、よく確認してください。

## 貸費奨学金の利用にあたって

貸費奨学金は卒業後、返還が必要になります。申し込む際には、自身の収入と支出を改めて計算し、どれくらいの金額が必要になるのか十分に検討してください。

## 併願と併用の違いについて

二種類の奨学金に申請し、一つの奨学金のみ利用する場合は、「併願」といい、二種類の奨学金を同時に利用することを、「併用」といいます。

## 注意事項

・本冊子は、明治大学大学院修士・博士前期課程、博士後期課程の各研究科および専門職大学院の各研究科に在籍する学生の奨学金（４月・在学採用）募集案内です。
・本冊子では、「大学院」、「専門職大学院」は以下の研究科が属する組織名称として使用しています。

**大学院：法学、商学、政治経済学、経営学、文学、理工学、農学、情報コミュニケーション、教養デザイン、先端数理科学、国際日本学、グローバル・ガバナンス研究科**
**専門職大学院：ガバナンス、グローバル・ビジネス、会計専門職、法務研究科**

・各奨学金には経済的基準や学業基準がありますので、希望者全員が採用になるわけではありません。
・新入生のうち、昨年の予約採用で希望した奨学金に不採用となった方、日本学生支援機構奨学生（予約採用者を含む）であり、奨学金の種別を変えたい（移行したい）方、さらには併用貸与を希望する方は、今回の在学採用で申請してください。

## 外国人留学生の奨学金について

外国人留学生の奨学金については、国際教育事務室で取り扱っています（駿河台キャンパス　グローバルフロント２階　℡０３-３２９６－４１４１）。事前に国際教育事務室へお問い合わせください。

# 春の定期募集奨学金～スケジュールと奨学金内容～

## ２０２３年度春の定期募集について

### ○春の定期募集で受付を行う奨学金

春の定期募集では、日本学生支援機構奨学金 （p. ５～）を募集します。
奨学金に関する説明会は実施しませんので、本冊子を熟読の上、不明な点は事前に各キャンパスの奨学金係へ問い合わせてください。
奨学金を希望する場合は、申請日程を確認の上、郵送にて必要書類を提出してください。

### ○申請日程

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **所属・研究科** | **【大学院】**<br>法学、商学、政治経済学、経営学、文学、情報コミュニケーション、ｸﾞグローバル・ガバナンス<br>**【専門職大学院】**<br>ガバナンス、グローバル・ビジネス、会計専門職、法務 | **【大学院】**<br>教養デザイン | **【大学院】**<br>理工学（※）、農学 | **【大学院】**<br>理工学（※）、先端数理科学、国際日本学 |
| **申請期間** | ２０２３年４月１１日（火）～４月１４日（金）<br>【申請期間最終日消印有効】 | | | |
| **申請方法** | **郵送のみ** | | | |
| **郵送先** | 駿河台キャンパス<br>学生支援事務室<br>奨学金係 | 和泉キャンパス<br>和泉学生支援事務室<br>奨学金係 | 生田キャンパス<br>生田学生支援事務室<br>奨学金係 | 中野キャンパス<br>中野教育研究支援事務室<br>奨学金係 |

※理工学研究科生は所属するキャンパスへ申請してください。

### ○願書提出時の注意事項

- 指定の期日を厳守してください。期日の過ぎた書類は一切受け付けません。
- キャンパス違いの書類は一切受け付けません。
- 上記期間での申請が難しい場合は、必ず事前（受付期間前）に各キャンパス奨学金係に申し出て郵送提出日の指示を受けてください。
- 申請書類が全て揃わない場合は、必ず事前（受付期間前）に各キャンパス奨学金係に申し出た上で、準備できる書類を受付期間内に郵送してください。受付期間中および受付期間後の相談は一切受け付けません。

## ○申請から奨学金振込までのスケジュール

| | 日本学生支援機構奨学金 |
|---|---|
| ４月 | 申請書類等の提出<br>　申請日・申請方法・郵送先に注意してください。 |
| | 各自インターネット（スカラネット*）より申請<br>　提出時に不備が無ければ、大学からユーザＩＤとパスワードが<br>　記載された必要書類が配付されます。(Oh-o!Meiji にて配布予定) |
| ６月下旬<br>（予定） | Oh-o!Meiji にて推薦者発表<br>（その後、日本学生支援機構で選考し、正式に採用となります） |
| ７月上旬 | 採用者決定、奨学金支給開始<br>　７月から本人口座へ振込予定（月々振込）<br>　原則毎月１１日、初回４～７月分は一括振込。 |
| ７月下旬 | 採用手続その１：採用書類の受領<br>　奨学生証、奨学生のしおり、返還誓約書の受領 |
| ８月下旬<br>まで | 採用手続その２：返還誓約書の提出、日本学生支援機構へマイナンバー郵送<br>　指定期日までの提出必須。未提出の場合、採用取消。 |

＊「スカラネット」･･･日本学生支援機構の奨学金申し込みのためのサイト

## ○推薦者・採用候補者の発表

推薦・採用候補者の発表は、Oh-o!Meiji にて行います。必ず確認してください。

# 日本学生支援機構奨学金について～申請・採用・返還・免除～

## ○概要

日本学生支援機構奨学金は、優れた学生で経済的理由により修学困難な学生に学資等の貸与を行うことにより、国家および社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的としています。

大学院の奨学金は、教育・研究者、高度の専門性を要する職業人の養成を目的とし貸与するもので、日本学生支援機構の推薦基準に基づき、大学が推薦し、採否は日本学生支援機構が決定します。

**標準修業年限を超えて在学している場合（留籍）は、申請資格はありませんので、注意してください。（奨学生に採用されても、原級した場合（進級できなかった場合）は、１年間の停止処置がとられます。）**

## ○種類

日本学生支援機構奨学金には、「第一種奨学金（無利子）」と「第二種奨学金（有利子）」の二種類があり、それぞれ貸与条件や貸与月額などが異なります。また、新入生に限り、月額貸与の他に入学一時金を追加で貸与できる「入学時特別増額貸与奨学金」に申請することができます。希望する奨学金について、記載内容を確認してください。

なお、２０２３年４月現在、すでに日本学生支援機構奨学生として採用されている学生は継続制度のため申請する必要はありません（２０２３年度の予約奨学生も含む）。ただし、次に該当する場合は、改めて申請する必要がありますので、注意してください。

**①移行（貸与種類の変更）を希望する場合**

［例］　・現在、第二種奨学金の貸与を受けているが、第一種奨学金の貸与へ変更したい。
　　・昨秋の予約採用で、第二種奨学金に採用されたが、第一希望は第一種奨学金であったため、貸与種類の変更をしたい。

**②併用貸与を希望する場合**

ひとつの奨学金種だけでは経済的に学業継続が困難であり、後述の収入基準額以下である場合は申請することができます（p. ７参照）。

現在の奨学生番号を申請書「５.本人の履歴」に記入してください。

（予約奨学生は“６２３―０６―９９９９９９”と記入）

## ○貸与期間

貸与期間は第一種奨学金、第二種奨学金とも２０２３年４月から修了までの標準修業年限ですが、第二種奨学金のみに申請する場合は、２０２３年４月から２０２３年７月までの貸与開始希望月を選択できます。

## ○貸与金額（月額）　　（２０２３年度予定）

<table>
<tr><th></th><th>第一種奨学金<br>（無利子）</th><th>第二種奨学金（有利子）<br>上限利率 3%（在学中無利子）</th></tr>
<tr><td>大学院<br>（修士・博士前期課程）<br>専門職大学院</td><td>50,000 円または<br>88,000 円から選択</td><td rowspan="2">50,000 円、80,000 円、100,000 円、<br>130,000 円、150,000 円　の 5 種類から選択<br>※法務研究科で 15 万円を選択した場合のみ、希望により 4 万、7 万の増額が可能なため、月額 19 万円または 22 万円の貸与可。ただし、増額月額部分は基本月額と別利率計算。<br>上限年利率 3%（在学中無利子）<br>最新の利率については日本学生支援機構ホームページを確認してください。</td></tr>
<tr><td>大学院（博士後期課程）</td><td>80,000 円または<br>122,000 円から選択</td></tr>
</table>

※第二種奨学金は有利子奨学金です。奨学金申し込み時に金利の種類①利率固定方式または②利率見直し方式のいずれかを選択してください（各月の貸与年利率の詳細は、日本学生支援機構ホームページで確認してください）。選択した金利の種類は、貸与期間が終了する年度の１１月中旬（予定）まで変更することができます（入学時特別増額貸与分を除く）。

### ［金利の種類］

①利率固定方式…貸与終了時に確定する利率で最後まで返還することになります。
市場金利が上昇、下降した場合でも返還利率は変動しません。

②利率見直し方式…貸与終了後、概ね５年毎に見直しされる利率で返還することになります。
市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用され、
市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

### ［入学時特別増額貸与奨学金（有利子）について］

日本学生支援機構奨学金を申し込む新入生に限り、月額貸与の他に、入学一時金を追加で貸与できる入学時特別増額貸与奨学金を申請できます（ただし、第二種奨学金申し込み者は４月貸与開始希望者に限ります）。貸与額は１０万、２０万、３０万、４０万、５０万円の５種類で、第二種奨学金と同様に金利の種類を選択します。利率は、選択した年利率の０．２％上乗せした利率となります。貸与条件は次のいずれかです。

① 本人収入合計（本人収入の他、奨学金、親からの援助等全て含んだ金額）が１２０万円以下である者
② ①以外で、入学のために金融機関で「日本政策金融公庫の国の教育ローン」を申し込んだにも関わらず、利用ができなかった者

なお、①の「本人収入合計」とは年間の支出額（日常生活費、授業料、通学費、書籍購入費などその他の費用）を算出し、その支出額と同額または上回る金額が収入合計金額になります。本人の就労による収入のみが、「本人収入合計」と認定されるわけではありませんのでご注意ください。

②については後日、「借入申込書（お客様控え）コピー」・「『「国の教育ローンを利用できなかったことについて（申告）」（所定用紙）』」・「融資できない旨を記載した日本政策金融公庫の通知文のコピー」の３点を提出しなければなりませんので、あらかじめ教育ローンの申し込みをしてください。本人名義での申し込みができなかった場合は、保護者名義で申し込みをしてください。この奨学金を希望する新入生は、申請書の「４.入学時特別増額貸与奨学金希望欄」に○印を記入し、スカラネットで正式に申し込んでください。**後から申し込むことはできません。**

## ○家　計（収入基準）

本人（および配偶者：配偶者は定職収入がある場合のみ）の２０２３年１月～１２月の収入見込み金額が、次の収入基準額以下であることが条件です。収入上限を超える場合は、申請資格はありません。なお、申請時には２０２２年１月～１２月の収入金額を参考にします。

ただし、第一種奨学金については、表中のカッコ内の収入（許容範囲）であれば、奨学金を必要とする理由により申請可能です。

２０２２年の収入金額と２０２３年の収入見込み金額が大きく異なる場合は、２０２３年の収入見込み金額を家計（収入基準）として判断しますが、減額、変更事由について、奨学金申請書の【8. 家庭事情欄】に必ず記入してください。また、２０２３年の収入見込みを証明する書類（退職証明書、退職予定証明書等）を添付してください。

## ○収入基準額（上限）　注：父母の収入基準ではありません。

**（　）内の金額は許容範囲**

| | 第一種奨学金 | 第二種奨学金 | 第一種、第二種の併用貸与※ |
|---|---|---|---|
| 修士・博士前期課程<br>専門職学位課程 | ２９９万円（３８９万円） | ５３６万円 | ２８４万円 |
| 博士後期課程 | ３４０万円（４４２万円） | ７１８万円 | ２９９万円 |

**※併用貸与（同時に二種類の奨学金の貸与を受けること）の留意事項と選考方法**

ひとつの奨学金種だけでは経済的に学業継続が困難であり、収入基準額以下である場合は申請することができます。

併用貸与を希望する場合は、奨学金申請書「併用希望欄」に○印を記入してください。通常の提出書類の他、「併用を希望する理由書」、「返還についての誓約書」、「父母両方の所得関係書類」の３種類が必要になります。詳しくは、p. ２６「⑥. 日本学生支援機構第一種・第二種奨学金　併用希望者の提出書類」を参照してください（ただし、法務研究科のみ上記３種類の書類は必要ありません）。

併用貸与を受けた場合、債務過剰になることが考えられますので、責任をもって返還できるようしっかりと返還計画をたてた上で、申し込みを行ってください。

## ○人物と学力

大学院における成績が優れ、将来、教育・研究者、高度の専門性を要する職業人として活動する能力がある人。また、大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある人。

## ○申請の流れ

①申請後に、「スカラネット入力用紙」、「スカラネットパスワード」を Oh-o!Meiji にて配信しますので、指定期間内に、インターネットによる申込み（スカラネット入力）を済ませてください。インターネットでの申込みが、日本学生支援機構奨学金への正式な申込みとなります。申請書類の提出とスカラネットによる申込みの両方を完了しないと申請したことにはなりませんので注意してください。片方のみの場合は選考から除外されます。

②大学では、提出された申請書類および大学での成績を基に、大学院の奨学金選考委員会に諮り、推薦基準に合致している人物を選考し、日本学生支援機構へ推薦・報告します。

③推薦者の発表は、Oh-o!Meiji により行い（６月下旬～７月上旬予定)、採用は日本学生支援機構の選考を経て決定されます。

④採用者には、７月１１日に初回振込（予定）があり、指定期間内に大学を通じて「奨学生証」、「返還誓約書」等を交付します。交付された返還誓約書は、必要書類を添付の上、速やかに提出しなければなりません。この提出を怠った場合は、採用が取り消されます。

## ○保証制度の選択（必ず全員が選択する必要があります）

日本学生支援機構奨学金の貸与を受けるためには、連帯保証人・保証人を選任する「人的保証」制度か、一定の保証料を支払うことで保証機関に連帯保証を担ってもらう「機関保証」制度か、いずれかの保証制度を選択しなければなりません。

また、スカラネットでの入力時に、いずれの保証制度を選択するか決定していなければならないため、二つの保証制度について事前にきちんと理解をする必要があります。

## （１）人的保証制度について

人的保証制度とは、選任された連帯保証人と保証人が、奨学生本人が奨学金を返還できなくなった場合に連帯して返還の責任を負う制度です。奨学金を申し込む前にあらかじめ連帯保証人および保証人の承諾を得ることが必要です。

また、スカラネット入力時には、連帯保証人と保証人の個人情報（①氏名②生年月日③続柄④住所⑤電話番号⑥勤務先⑦勤務先電話番号）が必要になりますので、申請時までに確認し、選任する人物を確定しておいてください。

***連帯保証人の条件**

・父または母（父母がいない場合は兄・姉・おじ・おば等）

***保証人の条件**

・父母以外であること。

・スカラネット入力日時点で６５歳未満であり、連帯保証人と別生計であること。（在学採用では、２０２３年４月中旬から下旬にかけて、奨学金申込者がスカラネット入力を行います。）

・原則として４親等以内の親族であること。

※６５歳以上の親族しかいない場合は、原則として機関保証制度を選択してください。

***連帯保証人・保証人共通の条件**

・本人の配偶者は選任できません。

・貸与終了時に本人が満４５歳を超える場合は、連帯保証人・保証人ともに資力があり貸与終了時に６５歳未満の原則として４親等以内の親族を選任してください（父母それぞれを連帯保証人と保証人に選任することはできません）。

・４親等以外の方を選任する場合は、返還能力を示す返還保証書等が必要になります（４親等以外の方を選任する場合は、奨学金係までお問い合わせください）。

## （２）機関保証制度について

機関保証制度とは、連帯保証人や保証人を選任することが難しい場合に、保証機関に一定の保証料を支払うことで奨学金の貸与が受けられる制度です。加入にあたっては、公益財団法人日本国際教育支援協会と消費貸借契約や保証委託契約を結ぶことになりますので、必ず「貸与奨学金案内（大学院）」の機関保証制度について熟読しておいてください。連帯保証人・保証人を選任する必要はありませんが、貸与月額から毎月保証料が差し引かれます。また、本人と連絡が取れない場合に本人の住所・電話番号を照会できる人物を１人届け出る必要があります。

※申請後は、機関保証から人的保証への変更は認められません。

※保証料は貸与月額・貸与月数・返還期間等により異なります。詳細は、日本学生支援機構ホームページまたは「貸与奨学金案内（大学院）」をご確認ください。

## ○推薦者の採用手続（返還誓約書の提出）

日本学生支援機構での審査後、正式に採用された場合、返還誓約書を提出しなければなりません。採用決定後の７月下旬頃に配付します。配付期間については決定次第、採用者にお知らせします。

申請時に選択した保証制度によって、提出する書類が異なりますので、注意してください。

### （１）人的保証を選択した場合

返還誓約書に連帯保証人・保証人がそれぞれ自署押印（連帯保証人・保証人は実印押印）する他、次の書類が必要になります。

*本人：住民票の原本（スカラネット入力日から遡って３ヶ月以内に発行されたもの）

*連帯保証人：①印鑑登録証明書の原本（スカラネット入力日から遡って３ヶ月以内に発行されたもの）
②収入に関する証明書（最新の源泉徴収票、所得証明書等）

*保証人：印鑑登録証明書の原本（スカラネット入力日から遡って３ヶ月以内に発行されたもの）

### （２）機関保証を選択した場合

機関保証制度に加入した場合は、連帯保証人、保証人を選任する必要はありませんが、本人および連絡先として届け出た人物が署名するほか、次の書類が必要になります。

①本人の住民票（スカラネット入力日から遡って３ヶ月以内に発行されたもの）

②保証依頼書（兼保証委託契約書）

加入にあたっては、消費貸借契約や保証委託契約を結ぶことになりますので、必ず「奨学金案内」の機関保証制度について熟読してください。

## ○奨学金の継続手続

奨学金は、原則として貸与始期から課程が修了するまでの標準修業年限の間、貸与されます。手続を行わない場合は、翌年度の奨学金が「廃止」処分となりますので注意してください。詳細は、１２月中旬にOh-o!Meiji 等でお知らせします。**なお、継続の採用審査に当たっては、「１年間の学修状況」も考慮されます。学修状況が不良である場合、翌年度の奨学金が継続されない場合があります。また、学業成績・学校処分・性行の不良等によっては、「廃止」「停止」などの処置がとられます。**

## ○住所変更、学籍異動時の手続

氏名変更や連帯保証人情報など返還誓約書に関わる変更、休学・退学・除籍・留学などの学籍異動があった場合は、奨学金係を通じて日本学生支援機構に速やかに届け出なければなりません。

## ○返還

貸与終了時に金融機関で口座振替（リレー口座）の加入申し込みを行い、口座からの引き落としにより返還を行います。

返還期間は貸与総額により決定します（概ね１０～２０年。月賦返還例は貸与奨学金案内を参照してください)。また、返還方式は、返還誓約書作成時に選択した「月賦」または「月賦+半年賦併用」の何れかになります。なお、第一種奨学金の貸与を申し込む際は、「定額返還方式」又は「所得連動返還方式」の何れかの返還方式を選択してください。

「所得連動返還方式」は、卒業後の年収に応じて毎年の返還額が決まるので、年収が少ない時期も無理なく返還できる制度です。ただし、保証制度は「機関保証」のみであること、マイナンバーの提出が必要であることにご留意ください。

## ○返還猶予・減額返還・返還免除

貸与終了後、大学院等に在籍する場合、また、返還が困難になった場合は以下の制度があります。いずれの場合も手続が必要です。
※制度や手続の詳細は貸与終了時に配布する「返還のてびき」を参照してください。

### （１）返還猶予制度

貸与終了後、留籍または、他課程へ進学した場合、他大学の大学院等に進学した場合、また、病気、災害、失業等により返還が困難になった場合は、返還の猶予を願い出ることができます。願い出が承認されると一定期間、返還が猶予されます。

**①　在学猶予**

引き続き明治大学に在学する場合は、所定の期限内（貸与終了時に指示）にスカラネットパーソナルから在学猶予願を提出してください。また、他大学に進学した場合、進学先の奨学金担当部署に在学届を提出してください。

**② 返還期限猶予**

経済事情、病気、災害などの理由により、返還が困難になった場合は、日本学生支援機構に直接願い出てください。

### （２）減額返還制度

貸与終了後、経済事情、病気、災害などの理由により定められた返還月額の返還が困難であり、返還月額を減額すれば返還が可能な場合は、日本学生支援機構に直接願い出てください。願い出が承認された場合、返還月額が１／２または１／３に減額されます。

※減額される返還期間は１／２に減額した場合、本来の返還期間の２倍、１／３に減額した場合、本来の返還期間の３倍に延長されるため、返還総額自体が減額されるわけではありません。

### （３）返還免除制度

奨学生本人が死亡または心身障がいのため返還が困難となった場合、状況に応じ、一部または全額の返還が免除されることがあります。連帯保証人等から日本学生支援機構に直接ご連絡・ご相談ください。

※第一種奨学金に関しては、「特に優れた業績による返還免除」制度があります。詳細は次ページを確認してください。

## ○第一種奨学金「特に優れた業績による返還免除」

この制度は、第一種奨学金の貸与を受け、在学中に特に優れた業績を挙げたと日本学生支援機構が認定した場合に、貸与期間終了時に奨学金の全額または半額の返還が免除される制度です。概要は以下のとおりです。

対　象　　次の２つを満たす者

①当該年度中に大学院第一種奨学金の貸与を終了する者（満期者および申請締切日〔１月中旬〕までの辞退者）

※申請締切後から当該年度の３月末日までに辞退した方は、当該年度、翌年度以降とも当制度を利用することはできません。辞退をする場合は、時期にご注意ください。

②大学院在学中に学内外で特に優れた業績を挙げた者（下記評価項目参照）

推薦枠　　本学の修士・博士前期課程、博士後期課程、専門職学位課程で当該年度に第一種奨学金の貸与が終了する者のうち、各課程で概ね３割程度

審査の対象となる評価項目（基準）　<u>※専門職大学院は（５）必須、博士後期課程は（１）必須</u>

（１）学位論文その他の研究論文（論文の学内外での高評価・表彰、学会発表等）
（２）特定の課題についての研究成果（研究成果の学内外での高評価・表彰、学会発表等）
（３）専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物（単著、共著による執筆、刊行等）
（４）専攻分野に関連した発明（特許取得やコンテスト入賞等）
（５）授業科目の成績（ＧＰＡ３．０以上※ただし専門職大学院は１．７以上）
（６）研究または教育に係る補助業務の実績（ＲＡ、ＴＡ等による補助業務により学内外での教育活動に貢献した業績）
（７）専攻分野に関連した音楽・演劇・美術その他芸術の発表会における成績
（８）専攻分野に関連したボランティア活動その他社会貢献活動の実績

選考方法　　本学「学内選考委員会」において、各申請者の業績について評価項目に基づき審査し、順位を付して日本学生支援機構に推薦します。返還免除の決定は、最終的に日本学生支援機構が認定した者となります。

募　　集　　各年度の１２月頃、Oh-o!Meiji にてお知らせします。申請締切は例年、１月中旬です。申請は、<u>奨学金の貸与が終了した月が属する年度</u>に行う必要があります（満期・辞退を問わない）。申請年度は大学院を修了した年度とは限りません。機会を逃すと申請できませんのでご注意ください。

２０２１年度実績（参考）　※２０２２年度は現在審査中です。　（名）

| 課　程 | ２０２１年度貸与終了者 | 推薦枠 | 申請者 | 日本学生支援機構への推薦者 | 日本学生支援機構が認定した返還免除者 |
|---|---|---|---|---|---|
| 修士・博士前期課程 | １９４ | ５８ | １０６ | ５８ | ５８ |
| 専門職学位課程 | ２５ | ９ | １８ | ９ | ６ |
| 博士後期課程 | １１ | ３ | ４ | ３ | ３ |

※本表において専門職学位課程は、ガバナンス、グローバル・ビジネス、会計専門職、法務研究科を指す。

※詳細は返還免除申請時の募集案内を確認してください。

# 日本学生支援機構奨学金申請資格についてＱ＆Ａ

以下に、申請資格についてのＱ＆Ａを記載します。その他不明点がある場合は、各キャンパスの奨学金係へお問い合わせください。

Ｑ１．父、母の所得証明書や所得に関係する書類は必要ないのでしょうか？

Ａ１．日本学生支援機構の第一種奨学金または第二種奨学金の単願、併願の場合は必要ありません。ただし、第一種奨学金と第二種奨学金の併用希望者は、市区町村役場発行の所得証明書（または課税証明書、非課税証明書。市区町村により名称が異なる）が必要になります。

大学院生は、本人所得（配偶者含む）が審査の対象となりますので、本人の所得証明書および所得関係書類を提出してください。なお、本人に所得がない場合でも、所得証明書の提出は必須です。詳細はp.２５～２６を参照してください。

Ｑ２．本人および配偶者の総収入金額が収入基準額を超えている場合、申請できますか？

Ａ２．原則、申請不可です。ただし、第一種奨学金については、本人および配偶者の総収入金額が収入基準額を超える人でも、その金額が許容範囲内で奨学金を必要とする事情がある場合は申請できます。前年の総収入金額が収入基準額を超えていても、当年（見込み）の総収入金額が収入基準以内となる場合は、第一種、第二種とも申請可能です。その場合は、総収入金額が減額となる事由およびその年月日を申請書の【８.家庭事情欄】に記入し、当年の収入見込み、退職等を証明する書類を添付してください。

Ｑ３．標準修業年限を超えて在学している場合、申請できますか？

Ａ３．申請不可です。ただし、標準修業年限に休学期間は含めません。

Ｑ４．過去に在籍した大学院で、日本学生支援機構の貸与を受け、修了または退学後、同課程（別課程）に再入学した場合、申請は可能でしょうか？

Ａ４．同一課程区分（下段参照）で新たに奨学金の貸与を希望する場合、申請は可能ですが再貸与の申請が必要になります。再貸与の申請をすることで、標準修業年限に渡り、奨学金の貸与を受けることが可能になります。

※第一種奨学金は全ての学校区分を通して、第二種奨学金は各々の区分において、１回に限り再貸与を受けることが可能です。ただし、所定の要件を満たす必要があります。詳細は奨学金係にお問い合わせください。

なお、再貸与の申請を行わない場合でも、在籍していた同課程で未貸与期間がある場合および再入学する課程の標準修業年限が在籍していた課程よりも長い場合に限り、申請可能です。

〇同一区分扱いとなる課程（大学院の区分）

・修士課程相当：修士課程、博士前期課程、専門職学位課程（法務研究科を含む）、一貫制博士課程前期相当分

・博士課程相当：博士課程、博士後期課程、博士医・歯・獣医・薬学課程（６年制薬学部に基礎を置く薬学系大学院博士課程〔４年制〕）、一貫制博士課程後期相当分

Ｑ５．勤務先から派遣されて大学院に在学していますが、申請は可能でしょうか？

Ｑ６．定職（または週２１時間以上のアルバイト）に就いています。申請は可能でしょうか？

Ａ５、６．収入基準内であれば、申請可能です。

ただし、別途「⑤．就労に関する所見」が必要になります。p.２５を参照してください。

# 春の定期募集以外の奨学金～明治大学の奨学金～

明治大学大学院研究奨励奨学金Ａ・Ｂは大学院生が対象です。選考は、６月下旬、研究科ごとに行うため、申請制ではありません。

この奨学金の給付により、研究に専念する環境を整えることで、今後、研究者としての道を目指す優秀な学生を育成することを目的としており、**返還義務のないタイプの給費奨学金です。**

ただし、採用後に退学（３月３１日付退学も含む）、除籍、休学となった場合や学校処分を受けた場合は、給付資格を取り消し、当該学期分の給付金額を返還していただきます。

また、当奨学金採用者は、日本学生支援機構第一種奨学金および第二種奨学金との併用は可能です。

## 明治大学大学院研究奨励奨学金Ｂ（給費）

明治大学大学院研究奨励奨学金Ｂは、修士・博士前期課程に入学した者のうち、各研究科が独自に定めた選考基準により成績優秀者を選考し、標準修業年限内（２年間）にわたり、授業料年額２分の１相当額を給付する奨学金です（明治大学私費外国人留学生奨学金、国費による奨学金の給費を受けている期間は給付しない）。なお、２年次は学業成績の状況等により、継続採用されないことがあります。

**〇給付金額　（年度毎一括給付）　（２０２３年度予定）**

| | 給　付　額　（授業料２分の１相当額） | 採用人数 |
|---|---|---|
| 明治大学大学院研究奨励奨学金Ｂ<br>（２０２３年度入学者） | ①文系　280,000 円　②理系　380,000 円<br>③農経　344,000 円 | 約 300 名<br>（継続採用者含む） |

①文系＝法学、商学、政治経済学、経営学、文学、情報コミュニケーション、教養デザイン、国際日本学研究科
②理系＝理工学、農学（農業経済学専攻除く）、先端数理科学研究科　③農経＝農業経済学専攻

## 明治大学大学院研究奨励奨学金Ａ（給費）

明治大学大学院研究奨励奨学金Ａは、博士後期課程に入学した者のうち、各研究科が独自に定めた選考基準により成績優秀者を選考し、標準修業年限内（３年間）にわたり、授業料年額２分の１相当額を給付する奨学金です（助手または教育補助講師である期間、特定研究者育成奨学金、明治大学私費外国人留学生第一種奨学金、国費による奨学金の給付を受けている期間は給付しない）。なお、２、３年次は学業成績の状況等により、継続採用されないことがあります。

**〇給付金額　（年度毎一括給付）　（２０２３年度予定）**

| | 給　付　額　（授業料年額２分の１相当額） | 採用人数 |
|---|---|---|
| 明治大学大学院研究奨励奨学金Ａ<br>（２０２３年度入学者） | ①文系　260,000 円、②理系　390,000 円<br>③農経　351,000 円 | 約 100 名<br>（継続採用者含む） |

①文系＝法学、商学、政治経済学、経営学、文学、情報コミュニケーション、教養デザイン、国際日本学、グローバル・ガバナンス研究科
②理系＝理工学、農学（農業経済学専攻除く）、先端数理科学研究科　③農経＝農業経済学専攻

# 明治大学ガバナンス研究科給費奨学金
# 明治大学グローバル・ビジネス研究科給費奨学金
# 明治大学会計専門職研究科給費奨学金

給付対象者は既に合格発表時に本人へ通知しており、入学後の募集はありません
（会計専門職研究科給費奨学金における授業料年額２分の１相当額（６０万円）給付対象者を除く※）。

専門職大学院（法務研究科を除く）の入学試験成績優秀者に対し、所定の在学期間給付する、返還義務のない給費奨学金です。

ただし、採用後に退学（３月３１日付退学も含む）、除籍、休学となった場合や学校処分を受けた場合は、給付資格を取り消し、当該学期分の給付金額を返還していただきます。

また、各研究科の定める成績基準を満たさない者には２年次の継続給付を行いません。

## ○給費奨学金（在学生）について

優秀な学業成績を修めた在学生を対象に、奨学金を給付する場合があります（採用人数：若干名）。

募集は行わず、研究科が独自に定める基準により対象者を選考します。

給付する場合、採用者は１２月中旬に発表予定です（２０２３年度の有無については未定です）。

いずれの奨学金も、日本学生支援機構第一種奨学金および第二種奨学金との併用は可能です。

## ○給付金額　（年度毎一括給付）　（２０２３年度予定）

| | 給　付　額 | 採用人数 |
|---|---|---|
| 明治大学ガバナンス研究科給費奨学金 | 200,000 円～授業料年額 2 分の 1 相当額（550,000 円） | 20 名～30 名 |
| 明治大学グローバル・ビジネス研究科給費奨学金 | 授業料年額 2 分の 1 相当額（650,000 円） | 約 15 名 |
| 明治大学会計専門職研究科給費奨学金 | 授業料年額相当額（1,200,000 円）または年額 2 分の 1 相当額（600,000 円）※ | 約 10 名 |

※　会計専門職研究科給費奨学金における授業料年額２分の１相当額（６０万円）は、入学後に実施する「会計学統一試験」の成績上位者に給付します。

# 明治大学法務研究科給費奨学金

学部学業成績優秀者および入学試験成績優秀者に対し、標準修業年限（法学未修者コース3年、法学既修者コース2年）にわたり、給付する奨学金です。

当該奨学金については、すでに合格発表時に採用候補者に対し、通知しています。給費奨学金の詳細は専門職大学院事務室で確認してください。

**〇給付金額（学費充当）　　（２０２３年度予定）**

| 名　称 | 給　付　額 | 採用人数 |
|---|---|---|
| 明治大学法務研究科給費奨学金 | 学費相当額 | 24 名程度 |

※採用後に退学（３月３１日付退学も含む）、除籍、休学となった場合や学校処分を受けた場合は、給付資格を取り消し、当該学期分の給付金額を返還していただきます。

**〇注意事項**

※休学する場合は、給付資格を取り消し、休学在籍料を納入していただきます。また、入学金は還付しません。

※退学（３月３１日付退学も含む）または除籍となった場合、大学から処分を受けた場合は、給付資格を取り消し、奨学金として給付した当該学期分の授業料および教育充実費を返還していただきます。また、入学金は還付しません。

# 春の定期募集以外の奨学金～民間団体の奨学金～

明治大学大学院生、専門職大学院生いずれも対象になる奨学金です。

## 民間団体が取り扱う奨学金

財団法人、公益法人、民間企業や篤志家など民間団体が募集する奨学金は、それぞれ採用基準、採用人数、金額および採用期間等が異なります。多くは４月から６月にかけて、 Oh-o!Meiji ポータルページ等で随時募集しますので、詳細は各募集要項で確認してください。

大学院生向けの民間奨学金は、入学後に募集・採用を行うものと、進学前に予約採用を行うものがあります。また、学部生として受けていた奨学金をそのまま継続できる場合もあります。

奨学金を希望する場合には、進学前から奨学金について情報収集をすることをお勧めします。大学へ推薦依頼がある民間奨学金については、募集資格での制限がない限り、大学院生、専門職大学院生を年度毎に推薦しますので、同一の民間奨学金でも、毎年度募集があるとは限りません。

なお、民間団体の奨学生に採用された場合は、採用時の授与式、交流会、講演会、修了式などの行事があります。これらの行事は、その奨学団体の重要な奨学事業の一環ですので、奨学生は明治大学の代表として、必ず参加しなければなりません。

# 春の定期募集以外の奨学金～緊急時の奨学金概要～

以下は、緊急時の奨学金の概要です。明治大学大学院生、専門職大学院生いずれも対象になる奨学金です。

## 日本学生支援機構奨学金　緊急・応急採用

日本学生支援機構では、以下の事由で家計が急変した場合、４月定期募集以外でも、「緊急」または「応急」の採用として、奨学生を採用します（要審査）。家計が急変した場合は、各キャンパスの奨学金係にお申し出ください。ただし、標準修業年限を超えて在学している場合（留籍）は、申し込むことはできません。

現在、既に日本学生支援機構奨学生の方は奨学金係にご相談ください。

〇緊急、応急採用事由

本人および配偶者（定職に限る）または父母（本人の収入が父母からの給付による場合に限る）のうち、主たる家計支持者が失職、破産、会社の倒産、病気、死亡等または火災、風水害によって、家計急変となった場合に、家計が急変した時から１年以内に申し込むことができます。

緊急採用　第一種奨学金（無利子）

貸与額、収入上限は第一種奨学金に準じます（p. ６～７参照）。貸与期間は、事由発生の月以降からその年度末までですが、標準修業年限以内で、３月満期時に状況が変わらない場合は、再審査後、さらに１年継続できる場合があります。

応急採用　第二種奨学金（有利子）

貸与額、収入上限は第二種奨学金に準じます（p. ６～７参照）。貸与期間は、事由発生年度の４月以降の希望月から標準修業年限までとなりますが、継続するためには第二種奨学生と同様に継続手続をしなければなりません。

## 明治大学災害時特別給費奨学金（給費）

この奨学金は、地震、風水害、火山の噴火等の自然災害等により、家計が急変した院生に対し、経済的に援助することを目的とし、家屋の全半壊等の被害状況によって授業料年額２分の１相当額または授業料年額相当額を給付する制度です。事由発生時から１年以内（ただし、事由発生が入学後に限る）であれば申請できます。なお、申請時に学籍が留籍、休学、除籍（除籍予定を含む）となっている場合は、申請資格はありません。また、他の奨学金を受けている場合は、併用できないことがあります。本人および配偶者（定職に限る）または父母（本人の収入が父母からの給付による場合に限る）のうち、主たる家計支持者が災害救助法適用地域に居住し、常住する家屋が甚大な被害を受けていることを要件とします。本人提出の申請書と罹災証明に基づき、被災状況によって給付額を決定します。

## 明治大学特別貸費奨学金

この奨学金は、主たる家計支持者の死亡や会社都合による失職、会社の倒産などにより家計状況が悪化し、無収入に近い状態が数ヶ月経っても改善せず、学費の支払いが困難な学生に対して、授業料年額相当額または授業料年額２分の１相当額を貸与して救済する制度です（ボーナスカット、定年、自己都合退職、業績不振等は家計急変に該当しません）。申請には日本学生支援機構奨学金の貸与を受けているか、または申請予定であるかなど、ほかの奨学金の貸与・受給状況などの諸条件を満たす必要があります。

事由発生は原則入学後に限り、在学中に一度限り申し込みをすることができます。返還は、卒業後、借用額の１０分の１ずつを年賦（１０年以内に返済）で返還します。

# 各種教育ローンのご案内

## 国の教育ローン（日本政策金融公庫）

日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）の「国の教育ローン」は、教育に必要な資金を学生の保護者に融資する全額政府出資の政府系金融機関です。なお、日本学生支援機構奨学金との併用も可能です。

詳しくは、国の教育ローンコールセンター【０５７０－００８６５６（ナビダイヤル）、０３（５３２１）８６５６】までお問い合せください。また、パンフレット、ホームページでもご確認いただけます。（パンフレットは各キャンパスの奨学金係窓口にて配布中です）。

「国の教育ローン」は、全国の店舗でいつでもお申し込みいただけます。

# 明治大学・金融機関提携「教育ローン」

明治大学と金融機関が提携する「教育ローン」は、明治大学と６つの金融機関が提携して実施しています。家計基準オーバー等の理由で奨学金の利用ができなかった場合でも、申込みが可能です。提携金融機関については、入学後、奨学金係までお問い合わせください。

**［特徴］**

① 一学期につき１銀行、学費相当額までの融資の申込みが可能。
② ２０２２年度変動金利２．２５０～３．９％前後（銀行・融資実行月により異なる）。
③ 在学生の学費未納者を対象としたローンですが、既に学費を納入した場合でも、以下の銀行に限り、入学諸費用納入日または学費納入日から各銀行受付日（※）が、次の期間内であれば申し込むことが出来ます。

| 三井住友銀行:4 か月以内、 みずほ銀行:3 か月以内、 三菱UFJ銀行:1 か月以内 |
|---|

※各銀行受付日とは、奨学金係での手続書類が各銀行の担当部署で正式に受理された日付を指し、大学受付日から銀行到着まで数日を要しますので、注意してください。

④本学入学前の申込みはできません。

**［融資資格］**

① 原則として、各金融機関が定めた資格を持つ本学学生の父母に融資しますが、金融機関によっては、資格条件等により本人に直接融資することもあります。詳細は、奨学金係で配布する提携教育ローンのチラシを受け取って確認をしてください。
② 日本国籍を有さない方の利用については、直接、各金融機関にお問い合わせください。

**［申込期間］**

春学期分　新入生　学生証交付後～6 月 4 日（予定）　　参考：在学生　4 月 10 日～6 月 4 日（予定）
秋学期分　全学年　10 月 1 日～12 月 3 日（予定）

**※新入生の春学期分については、入学諸費用納入日により、利用できない金融機関がありますので注意してください。**

**［手続］**

金融機関により手続が異なります。各キャンパスの奨学金係にお問い合わせください。

〇法学、商学、政治経済学、経営学、文学、情報コミュニケーション研究科、専門職大学院各研究科
　⇒　駿河台キャンパス　学生支援事務室奨学金係
〇教養デザイン研究科
　⇒　和泉キャンパス　和泉学生支援事務室奨学金係
〇理工学（※）、農学研究科
　⇒　生田キャンパス 生田学生支援事務室奨学金係
〇理工学（※）、国際日本学、先端数理科学研究科
　⇒　中野キャンパス　中野教育研究支援事務室奨学金係

※理工学研究科は４月から所属するキャンパスへお問い合わせください。

**［提携金融機関］**

①三菱ＵＦＪ銀行
②みずほ銀行
③三井住友銀行

金融機関から直接個人に入金があります。
融資額は学費と連動しません。

④オリエントコーポレーション
⑤楽天銀行
⑥ＳＭＢＣファイナンスサービス

大学に直接学費として入金されます。
原則、融資額は学費相当額となります。

**［注意事項］**

① 契約は全て各金融機関と融資を受ける者とで行います。

② 在学中から利子が発生し、月々の支払いも始まります。滞納しないよう、毎月の返済計画を立ててから申込みをしてください。

③ 融資資格を有していても、他の借入状況等により融資が受けられない場合があります。

④ 銀行がキャンペーンを実施している場合など、提携教育ローンより銀行独自のローンの方が金利が低い場合があります。奨学金係で配布する提携教育ローンのチラシや、融資を希望する銀行に直接融資の条件等を確認し、よく検討してから申込みをしてください。

# 春の定期募集奨学金の提出書類について

## 提出書類と注意事項

申請する奨学金に応じて、指定された期日に以下の書類を提出(郵送)してください（p. ３参照)。

① ２０２３年度日本学生支援機構奨学金申請書（在学採用）
② 貸与奨学金　確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書〔大学院在学〕
③ 収入に関する証明書類
④ 奨学金申請チェックリスト
⑤ 就労に関する所見
⑥ 第一種・第二種奨学金　併用希望者の提出書類

①～④は全員提出が必要です。　⑤および⑥は該当者のみ提出してください。

### ① 奨学金申請書　表面

記入例を参照し、漏れのないように記入してください。

**2023年度　日本学生支援機構奨学金申請書（在学採用）**

2023年 4月 2日

明治大学長 殿
下記の記載事項に相違ありません。奨学金情報誌ASSIST掲載の個人情報利用目的を確認、同意のうえ、奨学金に出願します。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （進学先）明治大学 | いずれかに○ | ○ 大学院博士前期（修士） | 課程 | 法学 研究科 | 公法学 専攻 |
| | | 大学院博士後期 | | | |
| | | 専門職大学院（法務研以外） | 専門職学位 | | |
| | | 専門職大学院（法務研） | | | |

| 学生番号 | 学年 | 組（右詰） | 番号（右詰） | 申請者氏名 | フリガナ |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 | 1 | 0 1 | 0 0 1 | 明治 太郎 | メイジ タロウ |

| | | |
|---|---|---|
| 本人住所 | 〒101-8301 東京都 千代田区 神田駿河台１－１－１ ハイツ明大３０１ 電話番号（090-9999-9999） | 生年月日（西暦）1999年 1月 1日 |
| 家族住所「同上」は不可 | 〒101-8301 東京都 千代田区 神田駿河台１－１－１ ハイツ明大３０１ 電話番号（03-3296-4208） | |

**父母等署名欄**
この欄は、以下の条件に該当する場合のみ父または母から記入・捺印を受けてください。
・日本学生支援機構奨学金に出願し、申請書裏面の「7. 収入状況欄」において「父母等からの給付」に記入がある場合

※上記条件に該当しない場合、父または母の署名は必要ありません。

| チェック欄 | 下の内容をよく読み、父または母がチェックし自署してください。 |
|---|---|
| ☑ | 2021年、2022年において、申請者への給付額については、裏面の「7. 収入状況」欄の金額に相違ありません。 |

| 氏名（父または母が自署） | フリガナ | 本人との続柄 |
|---|---|---|
| 明治 一郎 | メイジ イチロウ | 父 |

**1. 希望する奨学金を○で囲んでください。**

(a). 第一種奨学金又は第二種奨学金のどちらかを希望する人のみ記入してください。
1. 第一種奨学金のみ希望します。
2. 第一種奨学金を希望するが、不採用の場合第二種奨学金を希望します。
3. 第二種奨学金のみ希望します。

(b). 併用貸与を希望する人のみ記入してください。
4. 第一種奨学金及び第二種奨学金との併用貸与のみを希望します。
5. 併用貸与を希望するが、不採用の場合第一種奨学金のみ希望します。
(6.) 併用貸与不採用及び第一種奨学金不採用の場合、第二種奨学金を希望します。
7. 併用貸与不採用の場合、第二種奨学金のみ希望します。

(c). 現在、日本学生支援機構の貸与を受けており、移行を希望する方のみ記入してください。
◆日本学生支援機構移行希望者（予約採用者含む）
第二種から第一種へ移行希望（　　）
第一種から第二種へ移行希望（　　）

併用希望欄 希望者は（ ）内に○印：経済的理由により、併用貸与を希望します。また、併用貸与に伴う書類も提出します。（現在、奨学生で今回併用貸与を希望する場合も含む）
併用貸与を希望します（ ○ ）

**2.「第一種」出願者は回答してください。**

| | | |
|---|---|---|
| 希望する月額を右記から選んで、記号を○で囲んでください。 | 博士前期（修士）課程・専門職課程 | (ア.)5万円　イ. 8.8万円 |
| | 博士後期課程 | ア. 8万円　イ. 12.2万円 |
| 希望する返還方式を選択し、記号を○で囲んでください。 | 1. 所得連動返還方式　(2.)定額返還方式 | |

**3.「第二種」出願者は回答してください。**

| | |
|---|---|
| 希望する月額を右記から選んで、記号を○で囲んでください。 | (ア.)5万円　イ. 8万円　ウ. 10万円　エ. 13万円　オ. 15万円 |
| ※法務研究科生のみ記入。15万円を選択する場合のみ、4万円または7万円の増額貸与ができます。希望する場合は金額を○で囲んでください。 | ア. 4万円の増額を希望する<br>イ. 7万円の増額を希望する。 |
| 希望する貸与開始年月を記入してください。（原則4月ですが、第二種奨学金のみを選択した場合4～7月までの希望月を選択できます。ただし、法務研究科生は4～6月までの選択が可能。） | 2022年 4月 |
| 金利の種類を選択し、数字を○で囲んでください。 | (1.)利率固定型　2. 利率見直し型 |

**4.「入学時特別増額貸与奨学金」について**

| | |
|---|---|
| 「第一種」又は4月からの「第二種」貸与を希望する新入生のうち、条件を満たせば「入学時特別増額貸与奨学金」に出願できます。希望する場合は、（　）に○をして、金額の記号を○で囲んでください。※この奨学金は、「第一種」、「第二種」とは別の基準が適用されます。必ず「奨学金情報誌ASSIST」、「奨学金案内（大学院）　奨学金を希望する皆さんへ」で詳細を確認してください。 | 希望します（　　）<br>ア. 10万円　イ. 20万円　ウ. 30万円<br>エ. 40万円　オ. 50万円 |
| 「入学時特別増額貸与奨学金」出願者は、金利の種類を選択し、数字を○で囲んでください。 | 1. 利率固定型　2. 利率見直し型 |

## ○注意事項

・組、番号

組、番号は右詰で記入し、枠内は空欄がないよう０を記入してください（例：１組⇒０１）。

・本人氏名・住所および家族住所

家族住所は「同上」不可です。

・父母等署名欄

日本学生支援機構奨学金に申請し父母等から学費等の援助を受けている人は全員記入が必要です。父または母の自署が必要となりますので、自宅外居住の方は郵送等でやりとりをしてください。

### １　奨学金の希望順位

希望する奨学金を○で囲んでください。必ず、申請書に記載の注意事項をよく読んでください。日本学生支援機構の奨学金は明治大学大学院生、専門職大学院生の全研究科の学生が申請できます。

現在、予約採用により採用が決定している方、または現在日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている在学生で、「移行」、「併用」を希望する場合は、奨学金希望欄右側の該当欄に必ず○印を記入してください。

### ２～４　月額と利率選択

第一種奨学金のみを希望する場合は、申請書の【２】において 貸与月額を選択してください。第二種奨学金のみを希望する場合は【３】において貸与月額を選択してください。併願（併用）を希望する場合は、【２】および【３】ともに選択してください。第二種奨学金のみを希望した場合につき、２０２３年４～７月までの間で貸与開始希望月を選択できます。特に希望がない場合は、「２０２３年４月」と記入してください。さらに、下段の金利の種類を選択してください。

入学時特別増額貸与奨学金希望者は（　　）に○印を記入し、金額を選択してください。また、下段の金利の種類を選択してください。

## 裏面

**5. 本人の履歴**

| 履歴（学歴・職歴・自己研修・家事従事等を含む）を記入してください。 | 日本学生支援機構貸（既）奨学生番号 |
|---|---|
| 2023年 3月（ 明 治 ）大学（ 法 ）学部（ 法律 ）学科 卒業 | － － |
| 年 月 ～ 年 月 | － － |
| 年 月 ～ 年 月 | － － |

**6. 支出状況**

2022年（1月～12月）の支出と2023年（1月～12月）の支出見込みについてご記載ください（必ず両年の記載が必要です）。

※2022年、2023年それぞれの支出金額の合計が、下欄7. 収入状況の合計以下である必要があります。つまり必ず 収入金額≧支出金額 となるよう記入してください。

| | 支出金額（年額・税込） | | | | 合 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 日常生活費（食費・居住費・光熱費等）＊ | 授業料 | 通学費（定期代など） | その他の費用（書籍費・遊興費等） | |
| 2022年 | 60 万円 | 72 万円 | 10 万円 | 62 万円 | A 204 万円 |
| 2023年 | 60 万円 | 48 万円 | 10 万円 | 70 万円 | B 188 万円 |

＊日常生活費について、自宅通学者は世帯一人あたりの経費を記入してください。

**7. 収入状況**

2022年（1月～12月）の収入と2023年（1月～12月）の収入見込みについてご記載ください（必ず両年の記載が必要です）。
※所得に関しては添付書類が必要になります。詳細はASSISTでご確認ください。

| | 区分 | 勤 務 先 | 職 業 | 収入金額（年額・税込） 2022年 | 2023年（見込） | 2023年の週当たりの見込就労時間 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 本人 | 定職 | | | 万円 | 万円 | |
| | アルバイト | 明治ストア | 店員 レジ担当 | 0 万円 | 50 万円 | 週 10 時間 |
| | | 生田さん宅 | 家庭教師 | 60 万円 | 0 万円 | 週 時間 |
| | | | | 万円 | 万円 | 週 時間 |
| | 父母等からの給付額（給付がある場合、裏面の父母の記入欄にチェック、署名をもらってください。） | | | 100 万円 | 140 万円 | |
| | 奨学金（現在申込中のものは除く。） | | | 60 万円 | 万円 | |
| | その他の収入（内容： ） | | | 万円 | 万円 | |
| 配偶者 | 氏 名 | 勤 務 先 | 職 業 | | | |
| | | | | 万円 | 万円 | |
| | 本人及び配偶者の収入金額合計 | | | C 220 万円 | D 190 万円 | |

支出合計よりも収入合計が上回っている（C≧A 、 D≧Bとなっている）かご確認ください。収入金額の方が低い場合、各収入金額を見直してください。

**8. 奨学金を希望する家庭事情や、その他特に説明を要することを記入すること。**

奨学金を希望する理由等を記入してください。
家庭事情、経済事情など、具体的に記入すること。
【必須項目です】

**9. 研究題目（研究分野）について記入すること。**

特に関心のある研究分野などを記入してください。
【必須項目です】

注）下記の10. は日本学生支援機構奨学金出願者のみ記入してください。

**10. 保証制度**

選択した保証制度に○をつけてください。
※「ASSIST」及び「奨学金を希望する皆さんへ」を熟読し、選択を深めたうえで、手続をしてください。 (ア.) 人的保証 イ. 機関保証

「人的保証」を選択した場合、記入してください。
※インターネット（スカラネット）入力後は変更できません。
※採用決定後、連帯保証人、保証人両名から署名及び必要書類を得られない場合、採用取消になります。必ず承諾を得てください。

| | 氏名 | 年齢 | 続柄 | 承諾は得ていますか？ |
|---|---|---|---|---|
| 連帯保証人情報 | 明治 一郎 | 57 歳 | 父 | (YES) ・ NO |
| 保証人情報 | 和泉 花子 | 31 歳（65歳以上不可） | 姉（父母不可） | (YES) ・ NO |

※注意事項※ この用紙は提出用です。スカラネット入力時に必要となるため、必ずコピーをとるようにしてください。

## 5 本人の履歴

大学等卒業後の学歴、職歴を記入してください。

また、過去（または現在）日本学生支援機構（旧日本育英会含む）の奨学金を受けていた（受けている）方は、必ず奨学生番号を記入してください。不明な場合は、日本学生支援機構へお問い合わせください。（日本学生支援機構ナビダイヤル０５７０―６６６―３０１または０３―６７４３―６１００）

## 6 収入状況

収入金額（収入見込み金額）は、１年間の学費、食費、住居費、生活費等の支出に見合う金額（６．支出状況の合計以上の金額）となるため、本人収入がない場合でも０（ゼロ）になることはありません。アルバイト等の本人収入がない場合は、父母からの給付額やその他の収入欄に１年間の学費、生活費等を算出し記入してください。

### （１）２０２２年の収入金額

２０２２年の収入金額（万円未満切捨）は、２０２２年１月～１２月の１年間の収入金額を記入してください。

○源泉徴収票、確定申告書の金額を記入する場合

給与所得の場合は「支払金額」、給与外所得の場合は「所得金額」を記入します。

○給与明細の月収で推算する場合

定職は月収×１５ヶ月、アルバイトは月収×１２ヶ月で計算してください。

（例：アルバイト月収１０万円の場合＝１０万×１２ヶ月＝１２０万円の収入）

**（２）２０２３年の収入見込み金額**

２０２３年１月～１２月の１年間の収入見込み金額を推算し記入してください。２０２２年収入金額が基準額を超えていて、２０２３年収入見込金額が基準内になる方は、それを証明する書類が別途必要になります。

なお、２０２３年３月で終了した収入および奨学金は、「その他の収入」欄にその金額を記入してください。また、現在申請中の奨学金は、２０２３年の収入に含めません。

<u>収入見込み金額合計は、少なくとも生活費を含めた学費以上の金額となりますので、本人収入がない場合でも、親からの援助など、出所と金額を記入してください。</u>

**（３）父母等からの給付額**

<u>この欄に１万円以上の記載がある場合は、表面に必ず給付者から署名を受けてください。</u>

① 自宅通学者の場合⇒食費、住居費など金銭、物品を問わず、本人の日常生活において一般的に家計から支出されたものを金額に算定し、授業料、通学費、小遣いなど、本人に支給または本人に代わって家計から直接支払った金額の合計額を記入してください。

② 自宅外通学者の場合⇒金銭、物品を問わず、授業料、通学費、住居費など、本人が父母等から給付を受けた額および父母等が本人に代わって直接支払った金額の合計額を記入してください。

**（４）配偶者がいる場合（申請者本人が結婚している場合）**

配偶者の氏名を記入してください。配偶者が定職に就いている場合は、勤務先、職業などを記入してください。

## ７　家庭事情他

奨学金を希望するに至った理由、家庭事情などを具体的に記入してください。

## ８　研究題目（研究分野）

研究題目や手掛けてみたいと思う専門分野を大別して、その概要を記入してください。

## ９　保証制度

「ASSIST」および「貸与奨学金案内（大学院）」を熟読し、理解を深めた上で選択した制度について、チェックしてください。なお、人的保証を選択した方は、必ず連帯保証人および保証人の氏名等を記入してください（承諾が得られていれば、申請者本人が記入して構いません）。

## ② 貸与奨学金確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書

１．確認書を必ず提出してください。

２．本人欄は自署です。

３．確認書の訂正については、修正液を使用せず、二重線を引き、余白に正しく新たに書き直してください。

４．日本学生支援機構では返還促進対策から個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）へ加盟しています。これは、一定期間返還を滞納した場合に限り、返還者の氏名・住所等の個人情報を個人信用情報機関に情報提供するというものです。情報提供された場合は、クレジットカードの利用ができなくなる、住宅ローン等が組めなくなるなど不利益が生じることになります。内容を十分理解し、同意をした上で、確認書に署名してください。

## ③ 収入に関する証明書類

本人（および配偶者）の所得関係書類のうち、以下の書類を全て用意してください。

１．市区町村役所発行の所得証明書（または課税証明書・非課税証明書。地域によって名称が異なる。）

２．収入の種類に合わせた証明書

※ ホームページ公開の「貸与奨学金案内（大学院）」の「収入に関する必要な証明書」のページを参照し、収入の種類に合わせた証明書を添付してください。

**※ 同案内には、「収入計算書」という書類が挟みこまれていますが、本学では同内容を申請書に記入するため、収入計算書を提出する必要はありません。**

３．（該当者のみ）定職をもった配偶者がいる場合、配偶者の所得証明書と、配偶者の収入の種類に合わせた証明書が必要です。

収入に関する証明書類はすぐに準備できるものではありません。「貸与奨学金案内（大学院）」を熟読し、早めにご準備ください。

退職等により当年の収入見込み金額が前年収入と大きく異なる場合は、上記の所得関係書類の他、収入見込み証明書、退職（見込み）証明書等を必ず添付してください。その他の所得関係書類、証明書が必要になる場合は、別途指示します。

## ④ 奨学金申請チェックリスト

本冊子の裏表紙のチェックリストに、書類がすべて揃っているかチェックしてください。申請時にチェックリストを本誌から切り離し、提出してください。

## ⑤ 就労に関する所見

現在、定職のある方、週２１時間以上のアルバイトに従事する方は、全員「就労に関する所見」（様式自由）を提出してください。

「就労していても学業に支障がない」、「就労していても奨学金が必要である」旨の所見を各自作成してください。（併用希望者は二通必要です。）

※入学前後に退職予定があり、今回、勤務先発行の退職予定証明書を提出することができる場合は、就労に関する所見は必要ありません。

## ⑥ 日本学生支援機構第一種・第二種奨学金　併用希望者の提出書類

併用希望者（現在第一種奨学生で今回併用貸与を希望し、第二種奨学金へ申請する人も含む）は、上記書類の他に以下の書類も提出してください。ただし、法務研究科の方は必要ありません。

**１．「併用貸与を希望する理由書」**

経済的な理由で併用貸与を希望する理由を、Ａ４版用紙に記入し（様式自由）、本人が署名をしてください。

**２．「返還についての誓約書」**

貸与額が大きくなるため、責任をもって返還する旨の内容をＡ４版用紙に記入し（様式自由）、人的保証選択者の場合は、本人と連帯保証人が連署をしてください。機関保証加入者の場合は、本人署名のみで構いません。

**３．「父母両方の所得関係書類」**

本人の所得関係書類の他に、父母の分も必要となります。家計状況を確認します。ただし、婚姻により父母と別生計の場合は、配偶者の所得関係書類により審査するため、父母分は不要です。

## ○各キャンパスの奨学金事務取扱窓口案内

| | 事務取扱時間 | 所　在　地　・　電　話 |
|---|---|---|
| **駿河台キャンパス**<br>学生支援事務室奨学金係（リバティタワー3 階）<br><br>【対象】<br>大学院<br>　法学、商学、政治経済学、経営学、文学、情報コミュニケーション、グローバル・ガバナンス研究科<br>専門職大学院　各研究科 | 月～金曜日<br>9:30～17:00<br><br>土曜日<br>9:30～12:00 | 〒101-8301<br>千代田区神田駿河台 1-1<br>TEL. 03-3296-4208<br>受付時間<br>月～金曜日<br>13:00～15:00<br>土曜日<br>10:00～12:00 |
| **和泉キャンパス**<br>和泉学生支援事務室<br>奨学金係　（第一校舎 1 階）<br><br>【対象】<br>教養デザイン研究科 | 月～金曜日<br>9:00～11:30<br>12:30～17:00<br><br>土曜日<br>9:00～12:00 | 〒168-8555<br>杉並区永福 1-9-1<br>TEL. 03-5300-1175<br>受付時間<br>月～金曜日<br>13:00～15:00<br>土曜日<br>10:00～12:00 |
| **生田キャンパス**<br>生田学生支援事務室<br>奨学金係　（中央校舎 1 階）<br><br>【対象】<br>理工学、農学研究科 | 月～金曜日<br>8:30～11:30<br>12:30～16:30<br><br>土曜日<br>8:30～12:00 | 〒214-8571<br>川崎市多摩区東三田 1-1-1<br>TEL. 044-934-7580<br>受付時間<br>月～金曜日<br>13:00～15:00<br>土曜日<br>10:00～12:00 |
| **中野キャンパス**<br>中野教育研究支援事務室<br>奨学金係　（低層棟 3 階）<br><br>【対象】<br>理工学、国際日本学、先端数理科学研究科 | 月～金曜日<br>9:00～11:30<br>12:30～17:00<br><br>土曜日<br>9:00～12:30 | 〒164-8525<br>中野区中野 4-21-1<br>TEL. 03-5343-8059<br>受付時間<br>月～金曜日<br>13:00～15:00 |

※お問い合わせは電話またはお問い合わせフォームをご利用ください。
※事務取扱時間は変更になる場合があります。
※奨学金に関する最新情報は、ホームページ等で確認してください。

お問い合わせフォーム
QR コード

## 懲戒処分を受けた場合の奨学金の取扱いについて（注意）

明治大学大学院学則および専門職大学院学則で定められたけん責、停学、退学の懲戒処分を受けた場合、学内外の奨学金について、給付済み奨学金の全額返還を含む厳しい処分を行います。奨学金を利用するにあたり、懲戒処分となるようないかなる行為も行なわないように、十分に注意してください。

**明治大学大学院学則（抜粋）**

**第１３章**　賞罰

**第６２条**　学生が、本大学の校規に違反若しくは本学園の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、その情状によって懲戒を行う。

２　懲戒は、けん責、停学及び退学の３種とする。

３　次の各号のいずれかに該当する者は、退学させる。

(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)　本学園の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(3)　正当な理由が無くして学業を怠る者

**第６３条**　賞罰は、研究科委員会において決定し、大学院委員会の議を経て学長が行う。

**明治大学専門職大学院学則（抜粋）**

**第１３章**　賞罰

**第６５条**　学生が、本大学の校規に違反し、若しくは本大学の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、その情状によって懲戒を行う。

２　懲戒は、けん責、停学及び退学の３種とする。

３　次の各号のいずれかに該当する者は、退学させる。

(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)　本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(3)　正当な理由が無く学業を怠る者

**第６６条**　賞罰は、当該研究科教授会の議を経て、学長が行う。

なお、以下のような行為を行った場合にも、懲戒処分の対象となることがあります。

・定期試験におけるカンニング等の不正行為

・定期試験に代えて実施されるレポート・論文の剽窃（盗用）行為

## 日本学生支援機構奨学生が懲戒処分を受けた場合

日本学生支援機構奨学生として採用された者が退学・除籍・停学その他規律を著しく乱し、または学校処分（学則処分・性行不良等）を受けた場合、処分内容が日本学生支援機構へ報告され、奨学金の貸与が直ちに「停止」または「廃止」になります。

### 学内奨学金および民間・地方公共団体の奨学生が懲戒処分を受けた場合

各種奨学金に奨学生として採用された者が、退学・除籍・停学その他規律を著しく乱し、または学校処分（学則処分・性行不良等）を受けた場合、直ちに当該年度の給付金を全額返還していただきます。学校処分を受ける事由には、定期試験での「カンニング」行為や「レポート文書の盗用」行為などがあります。くれぐれも、奨学生としての自覚を持って、学生生活を送るようにしてください。

# 日本学生支援機構奨学金申請チェックリスト

| 学生番号 | | | | | | | | | | フリガナ | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | 氏名 | |

※次の項目について必ず本人が確認を行い、「本人チェック」欄にチェックしてください。
※申込み時にはこのチェックリストもご提出ください。

## ■提出書類：

| | 書　類 | 確認事項 | 本人チェック |
|---|---|---|---|
| 1 | 日本学生支援機構奨学金<br>（在学採用）申請書 | ・記入漏れはありませんか？<br>・黒のボールペンで記入していますか？<br>（ フリクションボールペンは不可とします ）<br>・必ず申込書のコピーを取ってください。コピーがないと、インターネット（スカラネット入力）での正式申込ができません。 | |
| 2 | 貸与奨学金 確認書兼個人情報の取扱いに関する同意書〔大学院在学採用〕 | ・記入漏れはありませんか？ | |
| 3 | 収入に関する証明書類 | ・本人（および配偶者）の市区町村発行の所得証明書は全員提出が必要です。 | |
| | | ・本人（および配偶者）の収入の種類に合わせた所得関係書類が必要です。 | |
| 4 | 奨学金申請チェックリスト | ・本ページを切り取り、提出してください | |

## ■該当する場合は提出してください。

| | 書　類 | 確認事項 | 本人チェック |
|---|---|---|---|
| 5 | 就労に関する所見 | 定職に就いている方、または週21時間以上のアルバイトに従事している方は提出してください。 | |
| 6 | 併用貸与希望者に関する書類<br>（法務研究科生は必要ありません） | ・「併用貸与を希望する理由書」はありますか？<br>・「返還についての誓約書」はありますか？<br>・「父母両方の所得関係書類」はありますか？ | |

申請時の注意事項
1）記入にあたっては、黒のボールペンを使用してください。
2）申請書提出後に行うスカラネット入力は、追加項目を除き、申請書の記入事項とほぼ同様の入力内容です。各自、必ず提出前に記入済み申請書をコピーしてください。提出後の書類返却はできません。

2023年度　在学採用

きりとり